

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

平成28年度秋期理事会議事録

1. 日時：平成28年10月29日(土曜日) 12:10～12:30
2. 場所：連合会館401号室
3. 出席者数：理事総数65名中50名参加、そのうち会議出席30名、書面表決20名、
監事1名参加

会議出席者50名であることから、定款第35条より本理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。次いで、定款第35条により本理事会の議長には馬場保昌理事長が指名された。また、議事録署名人には小田丈二理事、川上哲弘理事が推挙され全会一致で承認された。引き続いて馬場議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行に沿って第1号議案、第2号議案と審議結果を順に記した。

なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

第 I 部 審議案件

1 第1号議案：定款変更の件

事務局水谷理事が説明した。会員数が1000名近く居り、総会において過半数の出席をお願いするのは、会員の方に対して負担であり、準備する事務局にも負担が掛かっており、当法人の事業を円滑に運営することが困難な状況であると述べた。当法人の事業を円滑に遂行することを目的に定款の変更案を起案したと話した。具体的には総会の権能の一部を理事会の議決案件に移行し、その結果を総会で報告するよう改めたと述べた。次に、総会・理事会の招集・表決・委任方法は現在の定款では文書のみとなっているが、会議の円滑な運営をめざすことを目的に、ファクシミリや電磁的方法を導入する変更案を起案したと話した。最後に、耐震工事の修了に伴い事務所が再移転すること、会費未納者への処置を除名から退会へ変更すること、退会届の提出先を理事長から事務局へ変更することを変更案として起案したので審議をお願いしたい、と述べた。

審議に入り、出席理事30票、議決権行使書20票の賛成により本案は可決された。

定款新旧対照表

(1) 総会の権能の移行

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第5章 会議 (総会の権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 会員の除名</p> <p>(4) 役員を選任又は解任、職務</p> <p>(5) 解散における残余財産の帰属</p>	<p>第5章 会議 (総会の権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 会員の除名</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。)</p> <p>(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(10) 解散における残余財産の帰属</p> <p>(11) 事務局の組織及び運営</p> <p>(12) その他運営に関する重要事項</p>

以下、第23条で総会の権能から除外した項目に関する条文の変更

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第7章 会計 (事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決と総会の報告を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決と総会の報告を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計画書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決と総会の報告を経なければならない。</p>	<p>第7章 会計 (事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計画書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第4章 役員 (報酬等)</p> <p>第19条 1, 2項 略(変更なし)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決と総会の報告を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>第4章 役員 (報酬等)</p> <p>第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第3章 会員 (入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定め、総会において報告する入会金及び会費を納入しなければならない。</p>	<p>第3章 会員 (入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第7章 会計 (臨機の措置)</p> <p>第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決と総会の報告を経なければならない。</p>	<p>第7章 会計 (臨機の措置)</p> <p>第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p>

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第10章 事務局 (組織及び運営)</p> <p>第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決と総会の報告を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>第10章 事務局 (組織及び運営)</p> <p>第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>

(2) 総会および理事会の招集・表決・委任方法としてのファクシミリおよび電磁的方法
(メール)の導入

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第5章 会議 (総会の招集)</p> <p>第25条</p> <p>3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第29条</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>(理事会の招集)</p> <p>第34条</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(理事会の表決権等)</p> <p>第37条</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって表決することができる。</p>	<p>第5章 会議 (総会の招集)</p> <p>第25条</p> <p>3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第29条</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>(理事会の招集)</p> <p>第34条</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(理事会の表決権等)</p> <p>第37条</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p>

(3) 事務所の移転、会費未納者に対する処置、退会の届け方について

新(改訂後)	現(改訂前)
<p>第1章 総則 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都千代田区神田駿河台2丁目5番地 東京都医師会館3階公益財団法人東京 都保健医療公社内に置く。</p> <p>第3章 会員 (会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1)～(4) 略(変更なし)</p> <p>(5) 会費を3年間未納の場合は退会とする。ただし、未納分の会費を完納した時点で退会処置を無効とする。</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 会員は理事長が別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。</p>	<p>第1章 総則 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都千代田区一ツ橋1丁目2番2号 公益財団法人東京都保健医療公社内に置く。</p> <p>第3章 会員 (会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。 (4) 除名されたとき。 (5) 会費を3年間未納の場合は除名とする。ただし、未納分の会費を完納した時点で除名処置を無効とする。</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。</p>

第Ⅱ部 報告案件

2 第2号議案：平成29年度胃がんX線検診技術部門B資格および読影部門B資格検定試験の日程について

X線検診精度管理・評価委員会委員長剛崎寛徳理事が説明した。平成29年度の胃がんX線検診技術部門B資格検定試験は9月3日(日曜日)、胃がんX線検診読影部門B資格検定試験は11月12日(日曜日)であることが報告された。

以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、12時30分閉会した。

以上の議事の経過の概要及び議決の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長および議事録署名人が記名押印する。

平成28年10月31日

議長 理事長 馬場 保昌
議事録署名人 理事 小田 丈二
理事 川上 哲弘